

平成 3 1 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成31年第3回定例教育委員会日程

日 時 平成31年3月26日（火） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名

蒲田 知子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の
制定について (総務課)

議案第2号 我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定
について (総務課)

議案第3号 我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プランの制定につ
いて (学校教育課)

議案第4号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則の制定について (図書館)

議案第5号 延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の一
部を改正する告示の制定について (図書館)

議案第6号 我孫子市子どもの読書活動推進計画の制定について
(図書館)

日程第3 諸 報 告

日程第4 議 案

議案第7号 我孫子市教育委員会人事異動について (総務課)

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	・・・	1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	・・・	8
議案第 3 号	我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プランの制定について	・・・	10
			(別冊)
議案第 4 号	我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・・・	11
議案第 5 号	延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の一部を改正する告示の制定について	・・・	13
議案第 6 号	我孫子市子どもの読書活動推進計画の制定について	・・・	16
			(別冊)
議案第 7 号	我孫子市教育委員会人事異動について	・・・	17
			(別冊・当日配付)

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

学校教育課の執行体制の見直しに伴い、現在の 4 担当を 2 担当に統合するとともに、条文の整備を行うため、提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
（部、課、担当等の設置）			（部、課、担当等の設置）		
第10条 教育委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の部、課並びに担当を置く。			第10条 教育委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の部、課並びに担当を置く。		
部名	課名	担当名	部名	課名	担当名
教育	総務課	略	教育	総務課	略
総務部	学校教育課	学務担当、保健給食担当	総務部	学校教育課	学務担当、管理担当、学校給食担当、学校保健担当
	指導課 （小中一貫教育推進室）	略		指導課 （小中一貫教育推進室）	略
生涯学習部	略	略	生涯学習部	略	略
2 略			2 略		
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
（1）教育総務部			（1）教育総務部		
区分		事務の概目	区分		事務の概目
総務課	総務担当	○ 部の企画調整に関すること。	総務課	総務担当	○ 部の企画調整に関すること。

- 公印及び例規類の整備保管に関すること。
- 教育委員会議に関すること。
- 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。
- 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。
- 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。
- 儀式及び顕彰に関すること。
- 事務局職員の定数、任免その他の人事に関すること。
- 文書の受発及び保管に関すること。
- 附属機関の委員の任命及び委嘱に関すること。

- 公印及び例規類の整備保管に関すること。
- 教育委員会議に関すること。
- 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。
- 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。
- 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。
- 儀式及び顕彰に関すること。
- 事務局職員の定数、任免その他の人事に関すること。
- 文書の受発及び保管に関すること。
- 附属機関の委員の任命及び委嘱に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局職員の研修及び福利に関すること。 ○ 議会との連絡に関すること。 ○ 教育行政相談受付に関すること。 ○ 教育振興基本計画の策定及び進行管理に関すること。 ○ 教育振興基金に関すること。 ○ <u>情報の公開等に係る受付及び実施に関すること。</u> ○ 前各号に掲げるもののほか他の担当に属さない<u>事務</u>
	施設担当	略
学校教育課	学務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学齢簿の編成、整備及び保管に関すること。 ○ 児童生徒の就学、転学及び退学

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局職員の研修及び福利に関すること。 ○ 議会との連絡に関すること。 ○ 教育行政相談受付に関すること。 ○ 教育振興基本計画の策定及び進行管理に関すること。 ○ 教育振興基金に関すること。 ○ 前各号に掲げるもののほか他の担当に属さない<u>事務</u>。
	施設担当	略
学校教育課	学務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学齢簿の編成、整備及び保管に関すること。 ○ 児童生徒の就学、転学及び退学

	<p>に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の就学援助に関すること。 ○ 児童生徒の就学免除、猶予に関すること。 ○ 通学区域の設定及び変更に関すること。 ○ 通学区域審議会に関すること。 ○ 幼児教育振興審議会に関すること。 ○ 学校の設置及び廃止に関すること。 ○ 県費負担職員の任免その他の進退に関する内申及び服務に関すること。 ○ 学校の組織及び編制に関すること。 		<p>に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の就学援助に関すること。 ○ 児童生徒の就学免除、猶予に関すること。 ○ 通学区域の設定及び変更に関すること。 ○ 通学区域審議会に関すること。 ○ 幼児教育振興審議会に関すること。 ○ 情報の公開等に係る受付及び実施に関すること。
		管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の設置及び廃止に関すること。 ○ 県費負担職員の任免その他の進退に関する内申及び服務に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教材、備品等の整備に関すること。 ○ 備品台帳等財産台帳の整備に関すること。 ○ 学校に対する予算配分及び執行に関すること。 ○ 学校教育に係る国庫補助及び県費補助に関すること。 ○ 学校教育に係る調査及び統計に関すること。 ○ 県費負担職員の福利厚生に関すること。
保健給食担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の運営に関すること。 ○ 学校給食の衛生管理に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の組織及び編制に関すること。 ○ 学校の教材、備品等の整備に関すること。 ○ 備品台帳等財産台帳の整備に関すること。 ○ 学校に対する予算配分及び執行に関すること。 ○ 学校教育に係る国庫補助及び県費補助に関すること。 ○ 学校教育に係る調査及び統計に関すること。 ○ 県費負担職員の福利厚生に関すること。
学校給食担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の運営に関すること。 ○ 学校給食の衛生管理に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に勤務する職員及び児童生徒の健康診断に関すること。 ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に関すること。 ○ 学校保健及び学校安全に関すること。 ○ 学校教育施設の環境衛生に関すること。 ○ 日本スポーツ振興センターに関すること。
指導課 (小中一貫教育推進室)	略	略

(2)の表 略

	学校保健担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に勤務する職員及び児童生徒の健康診断に関すること。 ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に関すること。 ○ 学校保健及び学校安全に関すること。 ○ 学校教育施設の環境衛生に関すること。 ○ 日本スポーツ振興センターに関すること。
指導課 (小中一貫教育推進室)	略	略

(2)の表 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

転入学・編入学通知書等、定例的かつ定型的な文書等の公印の押印について、その決裁を省略し遅滞なく事務手続きができるようにするため、提案するものです。

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会公印規則（平成15年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公印の使用) 第9条 略 2及び3 略 4 管理者は、定例的かつ形式的な文書であって、管理者が適当と認めたものについては、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による手続を省略することができる。この場合において、管理者は、公印の押印の視認その他の公印の適正な使用に資する措置を講じなければならない。	(公印の使用) 第9条 略 2及び3 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プランの制定について

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プランを別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プランを制定するため、提案する
ものです。

議案第4号

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成31年3月26日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間満了後も返却しない場合において、督促及び貸出しの制限をするため、提案するものです。

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（図書館資料の貸出冊数及び貸出停止等）</u></p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間満了後も返却しない場合は、書面、電話等により督促することができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、教育委員会は、督促の前後にかかわらず、一定の期間貸出しを停止することができる。</u></p>	<p><u>（図書館資料の貸出冊数等）</u></p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 号

延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間満了後も返却しない場合における利用の制限について、効率的な運用及び効果的な利用の制限の見直しを図るため、提案するものです。

延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の一部を改正する告示

延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱（平成24年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第8条第5項の規定に基づき、延滞者に対する図書館資料（以下「資料」という。）の利用の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制限の対象者</th> <th>制限の内容</th> <th>制限開始日</th> <th>制限解除の時間又は日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出し期間の満了日から7日を経過してもなお延滞資料を返</td> <td>略</td> <td>貸出し期間の満了日から7日を経過した日</td> <td>すべての延滞資料を返却した時</td> </tr> </tbody> </table>				制限の対象者	制限の内容	制限開始日	制限解除の時間又は日	貸出し期間の満了日から7日を経過してもなお延滞資料を返	略	貸出し期間の満了日から7日を経過した日	すべての延滞資料を返却した時	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、延滞者に対する図書館資料（以下「資料」という。）の利用の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制限の対象者</th> <th>制限の内容</th> <th>制限開始日</th> <th>制限解除の時間又は日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>督促はがきの発行日から14日を経過してもなお延滞資料を返</td> <td>略</td> <td>督促はがきの発行日から14日を経過した日</td> <td>すべての延滞資料を返却した時</td> </tr> </tbody> </table>				制限の対象者	制限の内容	制限開始日	制限解除の時間又は日	督促はがきの発行日から14日を経過してもなお延滞資料を返	略	督促はがきの発行日から14日を経過した日	すべての延滞資料を返却した時
制限の対象者	制限の内容	制限開始日	制限解除の時間又は日																				
貸出し期間の満了日から7日を経過してもなお延滞資料を返	略	貸出し期間の満了日から7日を経過した日	すべての延滞資料を返却した時																				
制限の対象者	制限の内容	制限開始日	制限解除の時間又は日																				
督促はがきの発行日から14日を経過してもなお延滞資料を返	略	督促はがきの発行日から14日を経過した日	すべての延滞資料を返却した時																				

却しな い延滞 者			
-----------------	--	--	--

却しな い延滞 者			
前年度 におい て、督 促はが きの送 付を3 回以上 受けた 延滞者		通知に より指 定した 日	制限開 始日か ら60日 を経過 した日

備考 督促はがきの発行は、第2条
の貸出期間の満了日から20日を
経過した日後に行うものとする。

附 則

この告示は、平成31年6月1日から施行する。

議案第 6 号

我孫子市子どもの読書活動推進計画の制定について

我孫子市子どもの読書活動推進計画を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市の現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、家庭、地域、市民図書館、学校図書館、保育園等における子どもの読書環境の整備・充実を図るとともに、相互の連携を深め、読書活動の推進が子どもが健やかに成長し自ら考え課題解決でき、自立した人生を送る手助けになることを目的として、「我孫子市子どもの読書活動推進計画」を策定しましたので、提案するものです。

議案第 7 号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第 4 条第 9 号の規定に基づき、平成 3 1 年 4 月 1 日付けで人事異動を行いたく提案するものです。